

第7回教育委員会定例会議事要録

詳細 教育総務部教育総務課 電話03-3981-1141

附属機関又は 会議体の名称	教育委員会定例会	
事務局（担当課）	教育総務部教育総務課	
開催日時	平成21年7月14日 午後2時00分	
開催場所	教育委員会室	
出席者	委員	三神 和子（委員長）、加藤 正克（委員長職務代理者）、 清田 明、廣田 悦造、三田 一則（教育長）
	その他	教育総務部長、教育総務課長、教育指導課長、学校運営課長、 学校施設課長、統括指導主事2名
	事務局	教育総務課庶務係長、教育総務課庶務係主任主事
公開の可否	公開 傍聴人数 2人	
非公開・一部公開の 場合は、その理由		
会議次第	1. 第42号議案 教育に関する事務の点検・評価の実施について 2. 第43号議案 教育に関する事務の点検・評価委員の委嘱について 3. 第44号議案 臨時職員の任免 4. 報告事項 臨時職員の任免（教育長臨時代理報告） 5. 報告事項 豊島区教育委員会公印規則（昭和41年教育委員会規則第2号）の一部改正について 6. 報告事項 新型インフルエンザの発生について 7. 報告事項 平成20年度「児童・生徒の学力向上を図るための調査」（東京都）の結果について 8. 報告事項 夏季休業中の教育指導について	

審議経過

委員長)

第7回教育委員会定例会を始めます。本日の署名は加藤委員と清田委員にお願いいたします。なお傍聴希望のかたが2名いらっしゃいますが、よろしいでしょうか。

(委員全員了承)

(1) 第42号議案 教育に関する事務の点検・評価の実施について

(2) 第43号議案 教育に関する事務の点検・評価委員の委嘱について

<教育総務課長 資料説明>

委員長)

ご質問がありましたらお願いいたします。

委員)

委嘱期間はいつからになるのでしょうか。

教育総務課長)

第1回の教育に関する事務の点検・評価委員会を7月16日に予定しておりますので、7月16日からの委嘱となります。

委員長)

それではよろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 第42、43号議案了承)

(3) 第44号議案 臨時職員の任免

<教育指導課長 資料説明>

委員長)

ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

委員)

資格の種類として、小学校教諭2種や中学校教諭1種とありますが、1種と2種の違いは何でしょうか。

教育指導課長)

教員免許状の種類でございまして、1種、2種、専修とございます。簡潔に申しますと、短大卒業では2種、4年制大学卒業では1種、大学院卒業では専修免許を取得することになるとお考え下さい。教職に関する最低限の単位を取れば2種、それぞれの大学で必要なカリキュラム等の単位を取れば1種、専修となります。

委員)

学習指導員の報酬は都の予算から出るということですが、もう一方の教育支援員の報酬は区の予算ということではよろしいでしょうか。

教育指導課長)

そうでございます。

委員長)

それではよろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 第44号議案了承)

(4) 報告事項第1号 臨時職員の任免(教育長臨時代理報告)

<教育指導課長 資料説明>

委員長)

ご質問がありましたらお願いいたします。

委員)

病気休暇中の都費職員は1か月で完治するのでしょうか。

教育指導課長)

病気休暇は年間90日まで取得できます。診断書等から勘案して、臨時職員の任命を1か月とさせていただきます。今後病気の治癒の状況を見て、引続き延長もありえるということになります。

委員長)

それではよろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(5) 報告事項第2号 豊島区教育委員会公印規則(昭和41年教育委員会規則第2号)の一部改正について

<教育総務課長、教育総務部長 資料説明>

委員長)

ご質問等がありましたらお願いいたします。

委員)

外部に文書を出すときに使う公印の使用承認が電子システムになるということでしょうか。

教育総務部長)

そうでございます。今までは文書で決裁をまわし、そこに公印を使用したという記録を残しておりました。それを情報システム上に置き換えるために規程を整備いたしました。外部に文書を出すときに公印を押すということは変わっておりません。

委員)

文書管理システムのメリットは何なのでしょう。

教育総務課長)

1番のメリットは保存です。電子ベースなので文書の保存場所が不要となります。

教育総務部長)

また、紙ベースだと持ち回りをしなくてはいけなかったのですが、それが不要となりますし、処理経過が電子記録で一元的に管理できます。多数の職員が同じ文書を一度に確認することもできます。さらに情報公開に関しては、目録の作成などそういった手間がなくなり、電子上の手続きですべて集計できるようになります。ただ、外部からの文書はすべて電子データというわけではありませんので、紙ベースをスキャナーに読み込んでデータを残さなくてはならないということもありますし、パソコンの画面の大きさは限られてい

ますので、A3サイズだと見にくいこともあります。

委員長)

決裁をした時間や日にちはわかるのでしょうか。

教育総務部長)

電子データ上で決裁権者が何月何日、何時何分に決裁をしたということは記録に残りません。

委員長)

それではよろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(6) 報告事項第3号 新型インフルエンザの発生について

< 学校運営課長、教育総務部長 資料説明 >

委員長)

ご質問等がありましたらお願いいたします。

委員)

学年閉鎖期間中に新たな感染者が出なかったことはよかったですと思います。まだ閉鎖期間が終わったばかりですが、1週間の学年閉鎖は妥当な判断だったとお考えでしょうか。また、共働きの保護者にとっては、急な学年閉鎖は子どもの面倒をみるために仕事を休まねばいけないということも出てくるかと思います。そういった影響がでることに関して、教育委員会事務局(以下、事務局)としてはどのようにお考えなのでしょうか。

学校運営課長)

1週間の学年閉鎖は国の方針に従ったものです。学校の状況を見直す最小単位が1週間ということになっております。それに基づき実際に学年閉鎖をいたしました。さまざまな反応がございました。保護者からは閉鎖期間を1週間とした理由の問い合わせや、発症している児童の兄弟についても登校を自粛してほしいという願いを学校からいたしましたので、さまざまな意見があったことは事実でございます。感染症対策の観点からすると、集団感染を防ぐために、多少の犠牲を承知の上で学年・学級閉鎖を行わなければなりません。そのために最低7日間必要であるかどうかは今後検証をする必要があると思います。学年閉鎖をしてから4、5日後に発症した児童もおりますので、1週間の閉鎖期間はやはり必要であると考えております。今後は今回の各方面からのさまざまな意見を踏まえながら保健所等とも相談して、臨機応変の対応をしていきたいと思っております。

委員)

今後は従来の季節型インフルエンザの基準と同様に学年・学級閉鎖をすることになるのでしょうか。

学校運営課長)

従来のインフルエンザは学校医と相談のうえ、学年・学級閉鎖をすることになっておりますが、目安として欠席者が3分の1程度としています。ただ感染力が非常に強いので、従来のインフルエンザと違って、ある日が3分の1でも翌日には莫大に増えるということ

も考えられます。ですから、3分の1という数値をそのまま適用することは難しいと思っております。今後の学年・学級閉鎖については統計的な根拠を調査して、ある程度の目安を立てるべきだと考えております。

教育総務部長)

行政も日本全国手探り状態でございますが、現在の新型インフルエンザの病状からしますと、それほど過剰な反応をしなくてもいいという状況です。現在の情報では客観的な判断は難しいという状況でございます。公立学校では感染性の疾病の拡大防止をすることが重要です。今の状況ですと、従来型のインフルエンザと同じように判断をしていくことが適切であると考えておりますが、海外渡航者が増えるお盆過ぎや本格的なインフルエンザシーズンがやってくる秋以降が、現在と同じような状況であるかどうか、きちんと見極めなければならないと思っております。夏休み中においても、日光移動教室をどうするのか、秋以降にも色々な学校行事もございますので、適切に判断を誤らないように情報収集に努めていきたいと思っております。

教育長)

今回の学年・学級閉鎖に対してさまざまな反応があったことは事実でございます。多くの方々から感染症防止という観点でご理解とご協力をいただきましたが、苦情の電話やメールがあったことも事実です。集団教育の場ですので、うちの子、うちの学級さえよければいいというわけにはまいりません。国や保健所の方針に従って教育委員会としては対応をしましたが、なかなかそういったところがわかっていただけないこともありました。事務局としては1人の子にも全体の子に対してもきちんとした対応をしておりますが、各家庭においては色々な事情もあります。今後どの方法が一番いいのか、理解を得られる方法なのかを考えていかなければいけないと思っております。今回は豊島区の対策本部と連携をし、保健所や危機管理担当と連絡を密にしました。保健所長からも教育委員会からの情報提供は適切だったとお褒めの言葉をいただきましたし、区長からも教育委員会の対応について感謝の言葉をいただきました。学校運営課や教育指導課の夜遅くまでの適切な対応があって、最小限の発症に抑えられたと思っております。

委員長)

それではよろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(7) 報告事項第4号 平成20年度「児童・生徒の学力向上を図るための調査」(東京都)の結果について

<教育指導課長 資料説明>

委員長)

朝食を食べていない子どもがいるということは問題だと思います。毎年同じような調査をしていると思いますが、保護者にはどのようにこの結果を知らせたり、指導をしているのでしょうか。

教育指導課長)

東京都を含めて、「早寝、早起き、朝ごはん」というキャンペーンをしておりまして、食育の観点からバランスのよい朝食をとることが、体力、学力の面から子どもの健やかな成長と相関関係にあることは明らかになっております。これも踏まえて平成19、20年度末に家庭に食育のリーフレットを配布いたしました。これは朝食をとると学力が安定すること、朝食をとることの大事さなどを啓発した資料です。ただ配布するだけで終わってしまっただけではいけないので、各学校において朝ごはんを食べて学校に来る習慣を身につけることを指導し、食育について学習することに取り組んでいます。

委員長)

子どもたちが大きくなって家庭を築いたときに悪循環にならないようにしてほしいと思います。また、中学生になって身の回りのことをしないと将来に不安を感じます。次世代にかかわることなので、きちんと指導していただきたいと思います。

教育指導課長)

自分のことは自分です、社会貢献をする力を身につけていくことが大事です。豊島区教育ビジョンの中でも豊かな心ということを重視して、教育目標にも掲げているところでございます。学力とこういった意欲との相関については東京都も分析しておりますし、この結果を東京都の平均とともに各学校に知らせています。夏休みに入りましたら、教育長、部長、統括指導主事とともにヒヤリングを行いまして、この結果から取り組むべき課題、問題点の分析や今後の方針を聞き取ります。教育長ヒヤリングはここ4年くらい続けております。自校の課題のために実態にあった取組みをし、問題点をゼロに近づけるために学校、教育委員会ともに頑張っていきたいと思います。

教育総務部長)

平成19年度からこういった家庭環境も含めた調査を行なっておりますが、学校教育だけではなく、家庭教育や家庭の生活環境にも色々な問題があることが明らかになりつつあります。学校では家庭との連絡ノートを作ったり、家庭学習の習慣づけ、規則正しい生活や食事をきちんととることをアプローチしています。これは家庭教育のなかに行政がどのようにアプローチをしていくか大きな課題があると思います。教育ビジョンの見直しの中でもこういったアンケートの取りまとめを考えておりますので、実態の把握につとめていきたいと思っております。

委員)

家庭教育というのは原点だと思います。どのようにこういった結果を示していくのか、それをどのように保護者へ浸透させていくのか、それを受け止めてもらえるようにしていくことが大切です。区や学校、地域によって実態は違うと思います。啓発というのは大事なことで、積極的に取り組んでほしいと思います。

教育長)

生活とクロスをして教育というものを考えていくことが大切です。食育というのはその一つです。先日、中学校の校長会にて、中学生の体力低下が話題となりました。食事を規則正しく食べない、就寝時間が遅いなどにより生活リズムが狂ってしまい、子どもの学力

だけではなく、心身の成長を大きく左右します。注意喚起をして、指導をしていかなければいけないと思います。身の回りのことをする、我慢をする、相手のことを考える、社会貢献をするなど子どものころから身につけていくことが新学習指導要領でいわれているコミュニケーション能力につながります。自分の学校にどれくらい課題や問題があって、どうしたら生活の立て直しや頑張る意欲、我慢する力が育っていくのかを子どもたちの悩みも聞きながら、PTAに投げかけたり、保護者にアピールする場を作っていくことが大切だと思います。こうしたことを教育ビジョンにも反映させて、対応を考えていきたいと思

委員長)

それではよろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(8) 報告事項第5号 夏季休業中の教育指導について

<教育指導課長 資料説明>

委員長)

ご質問等がありましたらお願いいたします。

委員)

豊島区の子どもたちの携帯電話の保有率はどれくらいなのでしょう。

教育指導課長)

昨年東京都が調査をして、豊島区もそのサンプル調査に含まれております。小学校4年生から6年生が40%、中学生が66%、高校生では98%の子どもたちが携帯電話を保有しております。

委員)

他の自治体で携帯電話を持たせないとしたところもありましたが、これについてはどのようにお考えでしょうか。

教育総務部長)

新聞等の報道によりますと、保護者の努力義務でなるべく携帯電話を買い与えないようにするとのことですが、条例等の規則で規制をするのがいいのかということは議論があることだと思います。小学生の保護者にとっては、塾や保護者のいない場所において連絡をとるために携帯電話を持たせているということもありますので、難しい面もございます。しかし他方ではいじめやチェーンメールといった問題もあります。昨年西池袋中学校でタウンミーティングを行なったときも、家庭で携帯電話は言い争い等の大きな火種になるという話しも聞きましたので課題は多いと認識しております。

教育指導課長)

今年情報教育推進委員会を立ち上げまして、情報モラルについての適正な指導のあり方を開発して各学校に周知していきます。現在、小学校高学年から中学生に向けて携帯電話を持っているか、持っていない人にはいつになったら持つことが必要か、また実際にトラブルがあったかどうかの調査をしてします。教育指導課としては、実態を把握したうえで

指導の仕方を教材化していこうと考えております。

委員)

道具というものは良い面、悪い面と両方あります。こうしたことを学校だけではなく保護者と共に指導していくことが大切です。居場所の把握や緊急事態に備えるためには携帯電話はあったほうがいいことは事実です。しかし、使い方によっては悪いこともありますので判断基準や意識改革を促すような指導をしていくことが大事だと思います。

委員長)

それではよろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(9) その他

平成21年第2回豊島区議会定例会一般質問概要

(午後4時20分 閉会)